



令和 8 年 10 月 9 日  
国土政策局総合計画課

## 地域生活圏形成に取り組む主体の認定の申請受付を開始します！

～「民間の地域経営主体」を国が認定～

「地域生活圏」の形成に向けて、生活サービスの維持・地域課題の解決に計画的・具体的に取り組む主体を後押しするための「民間の地域経営主体」の認定の申請受付を開始します。

### 1. 地域生活圏概要

- 人口減少・少子高齢化により、地域の生活サービス提供機能の低下・喪失が懸念される中、日常の暮らしに必要な生活サービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成が重要です。
- その形成に向けては、自身の人材・情報・ノウハウ等のリソースを活用しながら、地域内外の様々な主体をつなぎ、地域全体のマネジメント・課題解決を行う「民間の地域経営主体」がキープレイヤーであり、国土交通省では、その取組を支援してきました。

### 2. 認定要綱概要

- 中長期にわたり地域生活圏の形成に取り組む意思・プランを有する民間の地域経営主体を、国土政策局長が認定する制度を令和 8 年 7 月 30 日に創設しました。本認定により地域での信用・信頼付与が期待されるとともに、国土政策局によるワンストップでの関連支援策の紹介・助言体制を提供することで、民間の地域経営主体の取組をさらに後押ししていきます。
- これまで事前相談を受け付けてまいりましたが、今般、第 1 回の認定の申請受付を開始することとしました。詳細については、認定要綱及び申請様式を御覧ください。なお、申請に当たっては、事前に国土政策局へ御相談いただきますようお願いいたします。

(参考)

地域生活圏について 国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000164.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html)

認定要綱の詳細 国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_fr3\\_000078.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr3_000078.html)

### <スケジュール>

(申請受付期間) 令和 8 年 10 月 9 日(金)～11 月 13 日(金) 必着

(認定時期) 令和 8 年 12 月中旬(目処)

※今後も年度内に申請受付期間を設ける予定です。

### <問合せ先>

国土政策局総合計画課 水田、橋本

TEL : 03-5253-8111 (内線 29-318、29-315)、03-5253-8356 (直通)

Mail : hqt-chiikiseikatsuken■gxb.mlit.go.jp

(メール送信の際は「■」を「@」(半角)に置き換えてください)